

平成 21 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社森精機製作所
代表者名	取締役社長 森 雅彦
(コード番号	6141 東証、大証 第一部)
問合せ先	社長室 ゼネラルマネージャー
	柳原 正裕
電話番号	(052) 587-1830 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 17 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに平成 21 年 6 月 17 日開催の当社第 61 回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をする事等につき決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを狙いとして、ストック・オプションの目的で新株予約権を無償で発行いたしましたく存じます。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役及び監査役、執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員 83 名に対し 22,500 個を割り当てる

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,250,000 株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

22,500 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株、ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払い込み金額（以下「行使価額」という）に（3）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職、定年再雇用制度による再雇用者においては、労働契約書に定めた再雇用期間満了による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

④このほかの条件は、株主総会の決議及び本取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなつたため新株予約権を行使できなかつた場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

上記 (9) ①に記載のとおり。

(12) 新株予約権の割当日

平成 21 年 6 月 26 日

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会 平成 21 年 5 月 7 日

定時株主総会の決議日 平成 21 年 6 月 17 日

以上